

旧日立航空機株式会社変電所保存の基本方針

(改定版)

令和元年5月

東大和市教育委員会

旧日立航空機株式会社変電所保存の基本方針の改定について

貴重な文化財である変電所を恒久的に保存するという方針（理念）に変更はないが、基本設計を進める中で、変電所内部の公開を前提とするため、次の２点について再考した。

- 1 耐震補強の検討をすること。
- 2 現在の状態での保存をより優先させること。

これらを受けて、基本方針を改定する。

旧日立航空機株式会社変電所保存の基本方針

(1) 建物の保存方針

当該変電所は、第二次世界大戦時に空襲をうけ、その痕跡を残したまま、戦後も平成5年まで稼動を続けてきた。現在まで、空襲の痕跡を残す外壁や内部設備、稼動時の変電設備が保存されている。

平和の尊さを後世に引き継ぐため、また、文化財として、原形等を極力留めたいうえで保存を行うものとする。

(2) 耐震補強の検討

原形保存を優先するものの、内部公開の現状などを勘案し、耐震補強の検討も行う。

(3) 整備スケジュール

基本設計を進める中で、現状保存に向けた新たな提案を受けた。提案内容から単年度工事でも可能となる。

○平成30年度 基本設計

- ・基本設計（図面・説明書）をまとめる。
- ・建築指導事務所等関係機関と協議する。
- ・実施設計委託料、工事費の概算金額をまとめる。

○令和元年度 実施設計

- ・コア抜き調査等、各種調査を行う。
- ・耐震診断、耐震補強設計を行い、耐震評定を取得する。
- ・保存補強設計、修理各部における設計図・工事内訳書をまとめる。

○令和2年度 保存修理工事

- ①耐震補強・・・公開のための安全性確保の必要性から、耐震補強工事を行う。
- ②屋上防水改修・・・屋上においても原形保存を優先し、耐用年数が長い塗膜防水を施す。
- ③外壁補修・・・モルタルの各塗り層間にある浮きの接着や防錆処理等を、外観に大きな影響が出ないように再度処置する。
- ④内装工事・・・旧内装や旧設備が残る2階は、現状保存を目指して検討する。なお、旧内装がすでに失われている1階は、耐震補強や展示を考慮しつつ、柔軟な対応ができるものとする。

- ⑤階段改修・・・外観の現状保存のため、外階段は現状のまま保存し、公開時は内部階段を使用する。
ただし、内部階設は保存対象である上、使用には危険性があり、そのまま使用できないため、既存の階段に新たな部材を付加する形式を検討する。新たな部材は、旧状が見えるよう透明な部材を使用する等工夫し、取り去れば旧状に復することができるものとする。
- ⑥縦樋・・・周囲にある縦樋は、劣化が激しいため、新しい樋に取替え、既存の縦樋により近付ける仕上げとする。また、状態の良いものは一部保存展示する。
- ⑦建具・・・鋼製建具は建物本体に緊結されており、根本的な修理や交換は困難である。このため原則として現状のまま維持するものとし、可能な範囲での建付調整、防錆材塗布、シール更新等に留める。
- ⑧外構・・・排水設備のメンテナンス、給水塔等の保存処理を行う。
- ⑨電気設備・・・内部の照明器具は、安全性を確認のうえ、できるだけ再利用する。また、新たな照明等の設置や平成7年修理時の配線のモールを目立たない仕様・経路に整備する。

○令和3年度 内部展示等

(4) 事業総額

事業総額は、131,000千円程度（平成29年度現地調査委託の実績994千円を含む。）を見込む。

ただし、築80年を経過した戦災建造物を保存するという事業の特殊性から、事業総額は今後変更となることも見込まれる。

(5) 活用方針

建物内部の公開を含めた変電所の活用については、安全性の確保が前提となるため、耐震診断及び耐震補強設計の検討結果を踏まえて、改めて方針を検討することとする。

なお、建物内部の公開が可能と判断された場合においても、施設の貸し出し等は行わず、博物館主催もしくは共催の展示、イベントで活用することとする。